

平成29年 第1回帯広市教育委員会会議録

1. 平成29年1月30日 月曜日 17時 ～ 17時40分
帯広市教育委員会会議を帯広市役所 教育委員会室に招集する。

2. 本日の出席委員

教 育 長	嶋 崎 隆 則
教 育 委 員	田 中 厚 一
教 育 委 員	藤 澤 郁 美
教 育 委 員	佐々木 しゅり
教 育 委 員	塩野谷 和 男

3. 本日の議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 議案第 1号 帯広市立学校管理規則の一部改正について
- 日程第 3 議案第 2号 帯広市奨学生選考委員会委員の解職について
議案第 3号 帯広市奨学生選考委員会委員の委嘱について
- 日程第 4 報告第 1号 とかちプラザ運営審議会委員の解職及び委嘱について
- 日程第 5 その他 (1) 今後の事業予定について
その他 (2) 寄附受納について
その他・ラグビーキャンプ地応募について
- 日程第 6 報告第 2号 帯広市新総合体育館の整備運営に向けた取組みについて【非公開】

嶋崎教育長

ただいまから、平成29年第1回帯広市教育委員会会議を開会いたします。

出席委員は全員であります。

会議は成立しております。

ここで諸般の報告をいたします。

(福原課長 報告)

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、田中委員及び塩野谷委員を指名いたします。

日程第2、議案第1号、帯広市立学校管理規則の一部改正についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

中野 部長

議案第1号、帯広市立学校管理規則の一部改正についてご説明申し上げます。議案書は1ページでございます。北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部が改正され、休暇の種類に介護時間が新設されたことから、この承認権者を校長と定めるため、帯広市立学校管理規則の一部を改正しようとするものでございます。なお、介護時間とは、連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとするものでございます。以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

各 委 員

ありません。

嶋崎教育長

別になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第1号、帯広市立学校管理規則の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし。

嶋崎教育長

ご異議なしと認め、議案第1号は決定されました。

日程第3、議案第2号、帯広市奨学生選考委員会委員の解職について外1件を一括して議題といたします。

直ちに説明を求めます。

中野 部長

議案第2号、帯広市奨学生選考委員会委員の解職及び議案第3号、帯広市奨学生選考委員会委員の委嘱について一括してご説明申し上げます。議案書は3ページでございます。議案第2号、帯広市奨学生選考委員会委員の解職につきましては、帯広市奨学生選考委員会委員を委嘱しておりました前田弘文氏から、委員を辞任したい旨の申し出がありましたことから、帯広市奨学生選考委員会委員を解職しようとするものであります。続きまして、議案書5ページをご覧ください。議案第3号、帯広市奨学生選考委員会委員の委嘱につきましては、議案第2号で解職となります委員の後任委員といたしま

して、松田安巨氏を帯広市奨学条例第9条及び帯広市奨学条例施行規則第7条に基づき、帯広市奨学生選考委員会委員に委嘱しようとするものであります。なお、委嘱期間につきましては、任期途中での委員補充のため、前任者の残任期間であります、平成29年4月30日までとなっております。以上よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

嶋崎教育長
各委員
嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

議案第2号、帯広市奨学生選考委員会委員の解職について外1件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
嶋崎教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、議案第2号外1件は決定されました。

日程第4、報告第1号、とかちプラザ運営審議会委員の解職及び委嘱についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

神田 部長

とかちプラザ運営審議会委員の解職及び委嘱についてご報告いたします。議案書は7ページでございます。とかちプラザ運営審議会は条例に基づきまして、市長の附属機関として設置され、とかちプラザの管理運営に関する事項についての方針のほか、意見を具申する役割を担っていただいております。市長におきまして委員の委嘱が行われているものでございます。したがって、とかちプラザは帯広市の組織機構上、定住交流センターを市長の権限で、生涯学習センターを教育委員会の権限として、それぞれが所管してございますが、規則によりまして、市長から定住交流センターの管理を教育委員会が委任されていることにより、教育委員会がとかちプラザを一体的に管理しているところでございます。このほど辞任届が出された石塚龍一委員を解職し、その後任として、米澤輝和氏が新たな委員に委嘱されたことからご報告申し上げます。任期につきましては、平成29年1月26日から平成29年10月31日までの前任者の残任期間となっております。以上です。

嶋崎教育長
各委員
嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

日程第5、その他に入ります。

その他(1)今後の事業予定についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

葛西調整監

議案書9ページをお開きください。学校教育部の2月の事業予定についてご説明いたします。まず、学校教育課では、奨学生選考委

員会を2月27日に予定しております。来年度の奨学生の選考を行うものでございます。次に教育研究所では、帯広市教育研究会一斉部会研究を2月3日に、教育研究所の研究概要説明会を2月17日に、帯広市教育研究会事務局研修会議を2月10日に予定してございます。以上です。

森川調整監

続きまして、生涯学習部に関する主な事業予定についてご説明させていただきます。生涯学習課では、市民大学講座、5講座を、とちかちプラザで等予定しております。なお、まだ場所が調整中のため会議の記載をしておりませんが、社会教育委員会議を2月21日、18時から予定しております。10ページ、文化課では、お手元にパンフレットを配付させていただいておりますが、第13回北の構図展を2月23日から28日まで、市民ギャラリーで予定しております。11ページ、図書館では、ジュニア文芸表彰式を2月26日に予定しております。次に、百年記念館では、おびひろ氷まつりに合わせて、百年記念館の展示がわかるクイズラリーを2月3日から2月5日まで予定しております。12ページ、動物園では、こちらもおびひろ氷まつりに合わせて、節分の日サル山で豆まきしよを、2月3日に予定しております。次に、スポーツ振興室では、第7回全国高等学校選抜スピードスケート競技会、2017冬季アジア大会のスピードスケート競技をご覧の日程で、明治北海道十勝オーバルで開催を予定しております。生涯学習部に関する予定は以上でございます。

嶋崎教育長
各委員
嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

その他(2)寄附受納についてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

福原 課長

企画総務課の寄附についてご報告いたします。議案書は13ページでございます。市外在住者の方から、平成28年12月22日に現金3万円をご寄附いただきました。趣旨としては、地域ぐるみでこどもを応援する活動の推進のためでございます。以上です。

増子 課長

文化課からは、平成28年12月21日に帯広市内、宗教法人真如苑様より、現金20万円をご寄附いただいております。趣旨は風土に根ざした文化の振興のためということで、今後、ふるさと文化基金に積み立て活用する予定でございます。なお、当課へのご寄附は9回目で総額180万円となります。以上です。

前原 館長

図書館への寄附は現金で3件、いずれも図書資料充実のためという趣旨でございます。1件目は、市内在住者の方から、平成28年11月23日に5万円をご寄附いただきました。次に札幌市在住の〇〇様から、平成28年11月29日に20万円をいただいております。

す。○様からは当館へのご寄附は16回目、総額267万2,740円相当になります。最後に市外在住者の方から、平成28年12月28日に現金10万円のご寄附をいただきました。この方からの当館へのご寄附は6回目、総額60万円となります。以上です。

柚原 園長

動物園への寄附は4件ございました。1件目、市外在住者の方から、平成28年12月15日に現金5千円を、当園への寄附は2回目で総額1万円になります。同じく市外在住者の方から、平成28年12月17日に現金5千円を、3件目、市外在住者の方から、平成28年12月26日に現金2万円を、4件目、札幌市の生活協同組合コープさっぽろ様から、平成29年1月4日に現金83万4,361円をご寄附いただいております。4件とも動物園展示施設等の整備及び動物の購入に活用していただきたい旨の趣旨でご寄附いただいております。4件ともおびひろ動物園ゆめ基金に積み立て活用してまいりたいと考えております。以上です。

嶋崎教育長
各 委 員
嶋崎教育長

これから質疑に入ります。

ありません。

別になれば、質疑を終結し、本件を終了します。

事務局から、その他説明事項はありますか。

敦賀 室長

ラグビーワールドカップ2019公認キャンプ地応募についてご報告させていただきます。資料は本日お手元に配付させていただきます。先の報道にもございましたが、2019年に札幌をはじめ、国内12カ所で開催されますラグビーワールドカップの公認チームキャンプ地として、昨年12月21日に本市として応募しましたのでご報告させていただきます。お手元の資料をご覧くださいと思います。この応募結果概要にございますように、昨年8月1日から応募が開始され、12月22日が締め切りとなっていました。本市としては、競技団体や運送・ホテル業界等の経済界で構成しております帯広市スポーツ合宿・大会誘致推進実行委員会で、応募の可否について検討してまいりましたが、応募条件の中に選手専用のトレーニング機器の整備、また、チームによっては、競技場を囲うという施設整備が必要になり、前回のイングランドの例によると合宿期間は10日間が想定され、その10日間のために1千万円から2千万円の経費が必要になる可能性があることから、見合わせる方向性を持っておりました。ところが、12月9日付で国からこれらの経費について財政支援を行う通知があり、合宿大会の推進実行委員会や庁内、地元の十勝ラグビーフットボール協会からご意見をいただいた上で応募をすることにいたしました。応募にあたっては、申し込み窓口のラグビーワールドカップ2019組織委員会から、応募自治体が自ら応募したことを公表することは控えてほしいとのお話がありましたことから、ご報告が本日になったことをご理

解いただきたいと思います。組織委員会は本年1月11日に応募状況を公表しております。応募件数は76件、90自治体ということになりました。次ページの応募自治体一覧をご覧くださいますと、北海道からは本市を含み7件、他の都府県と比較し、一番多くの応募件数となりました。今後のスケジュールについては、4ページに示されておりますように、組織委員会による実地審査が今月から開始されておりますが、組織委員会に確認しましたところ、芝の様子もみるとのこと、南側から順次審査しており、北海道は4月になる予定というお話です。その実地審査の結果に基づき、本年夏には公認チームキャンプ候補地が発表され、2018年秋から2019年春頃に各国チームによる現地視察が行われ決定することになります。組織委員会によって候補地として選定されても、実際のキャンプ地は各国の要望、期待度が影響するため、前回のイングランド大会の例ですと、90自治体が最初に手を挙げていますが、最終的に決まったのは41自治体、倍率は2倍強となっていました。少なくとも組織委員会の公認キャンプ地候補からは漏れないよう、積極的に今後も情報を発信してまいりたいと考えております。報告は以上です。

嶋崎教育長
佐々木委員

何かご質問はありますか。

もし、キャンプ地に決まったとしたら、河川敷の整備も併せて行う予定はありますか。

敦賀 室長

公認キャンプの候補地としては、帯広の森の球技場をメイン会場とします。組織委員会の募集要項では、一定程度の面積があり、公認の大会ができて、ある程度の高いところからコーチ陣が見ることができるようとなっておりますので、世界的な競技基準をクリアするのは、帯広市内では球技場のみとなっております。因みにラグビーとしては2面分の面積を持っております。

佐々木委員
嶋崎教育長
事務局
嶋崎教育長

わかりました。

事務局から、他に説明事項はありますか。

ございません。

事務局からは特にないようですが、各委員から他にご意見、ご質問等があればお受けいたします。

各委員
嶋崎教育長

ありません。

別になければ、ここで会議の進め方についてお諮りいたします。

次の日程第6の案件については、帯広市教育委員会会議規則第16条第1項第6号により、非公開にしたいと存じます。

これにご異議ありますか。

各委員
嶋崎教育長

異議なし。

ご異議なしと認め、そのとおりに取り扱いたします。

これより会議を非公開といたします。

日程第6、報告第2号、帯広市新総合体育館の整備運営に向けた取組みについてを議題といたします。

直ちに説明を求めます。

敦賀 室長

報告第2号、帯広市新総合体育館の整備運営に向けた取組みについてご報告いたします。資料は本日お手元に配付してございます。新しい総合体育館につきましては、現在、仮契約締結に向けて事業者と協議をしているところでございますが、本契約等については、3月議会において議決の必要がございます。議会提案に向けては、次回の教育委員会会議において具体的な内容をご説明させていただきますが、今回はそれに先立ち、概要についてご理解いただくため、ご報告させていただくものです。3月議会に提案をしているのは3点でございます。1点目は、事業契約の締結について、2点目、帯広市体育施設条例の一部改正について、3点目は、公の施設の指定管理者の指定についてでございます。まず、事業契約書の締結についてですけれど、資料1に記載しております。事業名以下資料のとおりでございますが、新しい話題としては、(4)契約金額については、消費税を含んだ額をお示しております。(5)契約者として、先に決定しました優先交渉権者が契約締結前の段階までに特別目的会社を平成28年12月14日に資本金3千万円で設立しております。事業者名、とかちウェルネスファーム株式会社と契約することとなります。定款上、体育館の整備運営に関する事業しか行えない事業者となっております。そして、契約書の内容につきましては、(6)に記載のとおりでございます。主要となる部分は、第9章から第11章にかけてのリスク分担の部分で、これは国が策定したPFIマニュアルにおいても、最終的に公表するようになっております。詳細については次回ご説明させていただきます。次に体育施設条例の一部改正については、2(1)のとおり、事業者から提案のあった内容に開館時間や休館日を変更するほか、市が示した上限額の範囲内で使用料を設定するものですが、事業者からの提案は市が示した上限額と同額となっております。矢印の左側が現行料金、右側が改正後の料金となります。メインアリーナの専用使用料につきましては、大人団体で1,800円から3,600円に倍増しておりますけれども、新体育館につきましては、冷暖房料込みで3,600円となっております。事前に利用団体にご説明し、了承いただいております。次に公の施設の指定管理者の指定につきましては、2の(2)に1行だけ載っておりますが、PFI事業者として決定した事業者を公の施設の指定管理者として決定するという内容でとなっております。今後の整備運営に向けた予定は、3の今後の予定のとおりでございますが、新たな部分としては、全面供用開始は、業務要求水準では、平成33年10月1日としておりましたが、事業者提案では1ヵ月早

まり9月1日となっております。なお、本内容につきましては、2月2日の庁議を経て2月16日開催の建設文教委員会に報告し、素地を整えて3月の教育委員会会議を経て、3月議会に提案する予定でございます。説明は以上です。

嶋崎教育長
藤澤 委員

これから質疑に入ります。

契約者のとちウエルネスファーム株式会社というのは、株式会社オカモトが会社を作って、総合体育館のみに関係する会社ということですか。

敦賀 室長

優先交渉権者にグループとして手を挙げた株式会社オカモトを代表企業とする、萩原建設工業株式会社、宮坂建設工業株式会社、川田工業株式会社、株式会社市川組、東京ビジネスサービス株式会社、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団がそれぞれ出資をして、完全に独立した会社を設立しております。以上です。

藤澤 委員
塩野谷委員
敦賀 室長

わかりました。

契約金額というのは、どこまでの範囲が含まれているのですか。

この契約金額につきましては、新しい総合体育館の設計、建設、工事監理、その後、引渡しを受けてからの維持管理運営費の20年間の総額になります。

塩野谷委員
田中 委員

わかりました。

使用料の説明で、メインアリーナの使用料が倍増するということですが、冷暖房費が含まれていることをご理解いただいたというお話だったと思います。現総合体育館に冷房は付いてませんよね。新総合体育館では冷房が完備していることになると、管理者側の問題ではありますが、この料金で大丈夫なのだろうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

敦賀 室長

昨年5月27日に応募要項を公表して、9月30日まで事業者で検討してもらいましたが、業務要求水準書の中で求めていたのは、冷暖房完備で、それも料金の中に含めることを要求しております。私たちも上限額を設定するにあたっては、基本的に受益者の負担になりますので、受益者負担額も計算した上で大幅な増加にならない範囲内で、2倍がぎりぎりの線として、体育団体ともご意見を伺いながら料金を設定しております。事業者は冷房についても燃料費を積算した上で提案をしております。

田中 委員
塩野谷委員

わかりました。

基本的にこの事業費を基にして運営が可能なかどうか。指定管理者ということですから、市からも補助されるわけですか。

敦賀 室長

現行の総合体育館の維持管理運営と同様の考え方で、全体経費の中で維持管理運営に係る経費がでてきます。それに対して、使用料収入というのは、直接的な維持管理経費については受益者負担、間接的な人件費などについては、市が負担するとし、受益者から100%

負担していただくのではなくて、市側も出すこととなります。特に市の社会教育施設は小・中学生は無料になっていますので、この分についても、公共側で負担することとなります。

塩野谷委員
藤澤委員

わかりました。

これで使用料はスタートするというのですが、使用料改定などについての取り決めはあるのですか。

敦賀室長

それは事業契約書の第10章、第11章のところになります。例えば、努力をしたにも関わらず、想定していた人数より、非常に少ない利用人数になったとか、どうしても営業できない日が発生した場合など、その場合、受益者に負担を求めるのか、公共が負担するのか、その辺の協議の仕方について契約書の中で定めています。昨年の初めに実施方針でもお示ししましたが、想定されるより相当極端な人口減により、利用者が大幅に減少した場合については、まず、協議をし、公共側の責任になります。そうすると我々の問題になりますが、受益者に一定程度求めるのか、税でお支払いするのかという選択肢はこちら側にあります。公共側で負担しないで受益者に求めるとなれば、料金改定ということになるかと思えます。

藤澤委員
嶋崎教育長
敦賀室長
嶋崎教育長

わかりました。

これらの提案については、次回に議案として出てきますね。

はい、そうです。

他になければ、質疑を終結し、本件を終了します。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

これをもちまして、平成29年第1回帯広市教育委員会会議を閉会いたします。